

令和 5 年

第 2 回 臨時

夕張市議会議案

令和 5 年 5 月 15 日 開 会

令和 年 月 日 閉 会

令和5年 第2回臨時市議会付議案件名

選挙第 1 号 夕張市議会議長の選挙について

令和5年

## 議 事 日 程 表

### 第2回臨時市議会

1. 招集の日時                      令和5年5月15日 午前10時30分開議

2. 招集の場所                      市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1	選 挙	第1号	夕張市議会議長の選挙について	臨時議長

選挙第 1 号

夕張市議会議長の選挙について

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、夕張市議会議長の選挙を行う。

令和 5 年 5 月 15 日提出

夕張市議会臨時議長

記

「 」

令和5年第2回臨時市議会出席者名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	厚 谷 司 君	○ 教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
教 育 長	小 林 広 明 君	教 育 課 長	堀 靖 樹 君
選挙管理委員会 委員長	柳 沼 伸 幸 君	○ 選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
農 業 委 員 会 会 長	後 藤 敏 一 君	事 務 局 長	芝 木 誠 二 君
監 査 委 員	西 田 洋 二 君	○ 農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
○ 市長の委嘱を受けて出席した者の 職・氏名		事 務 局 長	中 川 雅 俊 君
副 市 長	本 間 和 彦 君	○ 監査委員の委嘱を受けて出席した者の 職・氏名	
総 務 課 長	芝 木 誠 二 君	事 務 局 長	佐 藤 浩 一 君
地 域 振 興 課 長	菊 田 大 介 君		
財 政 課 長	板 垣 克 巳 君		
税 務 課 長	秋 山 俊 輔 君		
建 設 課 長	押 野 見 正 浩 君		
土 木 水 道 課 長	阿 部 充 雅 君		
上 下 水 道 担 当 課 長	田 中 裕 人 君		
市 民 課 長	芝 木 誠 二 君		
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 茂 徳 君	○ 本議会の書記の職・氏名	
生活福祉課長兼 福祉事務所長	平 塚 浩 一 君	事 務 局 長	佐 藤 浩 一 君
消 防 長	石 黒 友 幹 君	書 記	山 下 倫 弘 君
消 防 次 長	千 葉 恭 久 君	書 記	佐 藤 由 貴 君

○日程追加

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第 2	選 挙	第 2 号	夕張市議会副議長の選挙について	議 長
日程第 3			会期の決定について	

選挙第2号

夕張市議会副議長の選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により、夕張市議会副議長の選挙を行う。

令和5年5月15日提出

夕張市議会議長

記

「 」

○日程追加（その2）

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第 4			議席の指定について	
日程第 5	選 挙	第 3 号	空知教育センター組合議会の議員の選挙について	議 長
日程第 6	選 挙	第 4 号	南空知ふるさと市町村圏組合議会の議員の選挙について	議 長
日程第 7			議長の常任委員の辞任について	
日程第 8	議 案	第 1 号	夕張市議会常任委員会委員長及び副委員長を選任について	議 長
日程第 9	議 案	第 2 号	夕張市議会議会運営委員会委員の選任について	議 長
	議 案	第 3 号	夕張市議会議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について	
日程第 10	議 案	第 4 号	夕張市監査委員の選任について	市 長
日程第 11	報 告	第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	市 長
日程第 12	報 告	第 2 号	令和 4 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	市 長
日程第 13	決議案	第 1 号	閉会中の所管事務調査について	徳谷議員 ほか 7 名



選挙第 3 号

空知教育センター組合議会の議員の選挙について

空知教育センター組合同規約第 6 条の規定により、この組合の議会の議員 1 人の選挙を行う。

令和 5 年 5 月 15 日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

記

「

」

(参考資料)

空知教育センター組合格約（抜粋）

(組合の議会の組織および議員の選挙の方法)

第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、25人とし、組合市町ごとに各1人とする。

2 組合議員は、当該市町の長と議会の協議により、組合市町の長又は議会の議員のうちから当該市町の議会で選挙された者をもって充てる。

(組合議員の任期)

第6条の2 組合議員の任期は、組合市町の長又は議会の議員の任期による。

2 組合議員が次の各号のいずれかに該当したときは、その職を失う。

(1) 組合市町の長である者が、第9条第2項の規定により組合長に選任されたとき。

(2) 組合市町の長又は議会の議員でなくなったとき。

3 組合議員が欠けた場合は、当該市町において、直ちに組合議員を補充しなければならない。

選挙第4号

南空知ふるさと市町村圏組合議会の議員の選挙について

南空知ふるさと市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、この組合の議会の議員1人の選挙を行う。

令和5年5月15日提出

夕張市議会議長 大山 修 二

記

「 」

(参考資料)

南空知ふるさと市町村圏組合規約（抜粋）

(組合の議会の組織並びに議員の定数及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9人とする。

- 2 組合議員は、関係団体議会の議員のうちから当該関係団体の議会で選挙した者各1人をもって充てる。
- 3 組合議員に欠員を生じた場合は、当該欠員を生じた関係団体の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期及び失職)

第6条 組合議員の任期は、関係団体議会の議員の任期による。

- 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 組合議員が関係団体議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

議案第 1 号

夕張市議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について

夕張市議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、行政常任委員会の委員長及び副委員長を次のとおり選任する。

令和 5 年 5 月 15 日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

記

委員長 「  
副委員長 「

議案第2号

夕張市議会議会運営委員会委員の選任について

夕張市議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会運営委員会の委員を次のとおり選任する。

令和5年5月15日提出

夕張市議会議長 大山 修 二

記

徳 谷 康 憲  
工 藤 政 則  
櫻 井 暁  
高 間 澄 子

荒 井 周 司  
君 島 孝 夫  
千 葉 勝

以上7人

議案第3号

夕張市議会議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

夕張市議会委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長を次のとおり選任する。

令和5年5月15日提出

夕張市議会議長 大山修二

記

委員長 「  
副委員長 「

議案第4号

夕張市監査委員の選任について

次の者を夕張市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月15日提出

夕張市長 厚谷 司

記

氏名	千葉 勝
生年月日	昭和28年3月7日
住所	夕張市紅葉山

（提案理由）

議員のうちから選任した監査委員 小林尚文氏は、本年4月30日をもって任期満了となったので、その後任について本案のとおり選任の同意を得ようとするものである。



(参考資料)

地方自治法（抜粋）

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 (略)

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4～5 (略)

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

## 報告第1号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和5年3月31日市長において、下記議決事件を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

夕張市長 厚谷 司

### 記

夕張市税条例の一部を別紙のとおり改正した。  
(夕張市税条例の一部を改正する条例～令和5年3月31日)

夕張市条例第 12 号

令和 5 年 3 月 31 日

夕張市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

夕張市長 厚谷 司

### 夕張市税条例の一部を改正する条例

夕張市税条例（昭和 25 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 29 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 30 条の 2 の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「個

人の市民税の徴収については」を「個人の市民税は」に、「によって」を「により」に、「普通徴収の方法による」を「普通徴収の方法により徴収する」に改め、同条第2項中「個人の市民税を」を「個人の道民税は、当該個人の市民税を」に、「場合は、当該個人の道民税を」を「場合に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条の2中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第32条の2第1項中「給与支払を受け」を「給与の支払を受けた者であり」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同項第2号中「、不定期に」を「不定期に」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第32条の4第1項中「通知のあたる日」を「通知のあった日」に、「によって」を「により」に改める。

第32条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の5の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の5の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「に

よって」を「により」に改める。

第 32 条の 5 の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 32 条の 6 第 1 項中「税金を」の次に「施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による」を加え、同条第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 33 条の 2 第 1 項中「までに、」の次に「施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 67 条の 3 中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第 80 条第 1 項及び第 5 項並びに第 81 条の 3 第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15

条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 15 項を削り、同条に次の 1 項を加える。

15 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 11 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 15 条の 2 を削る。

附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改め、同条を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指

定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第23条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 67 条の 3 第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定  
(この条例による改正後の夕張市税条例(以下「新条例」という。)  
附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。) 令和 5 年 7 月 1 日
- (2) 第 27 条の 9 第 2 項並びに第 30 条の 2 の見出し及び同条第 1 項  
の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 31 条の 2、  
第 32 条の 2、第 32 条の 5、第 32 条の 5 の 2 及び第 32 条の 5 の  
6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 の 2 の改正規定(同条第 4  
項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める部分に限る。)及び  
附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則  
第 4 条第 1 項(新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)  
及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 29 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年  
1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の夕張市税条例の規定中  
個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民  
税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお  
従前の例による。

- 2 新条例第 29 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支  
払を受けるべき夕張市税条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与(以  
下この項において「給与」という。)について提出する同条第 1 項の規定  
による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について  
提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部  
分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年  
度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間(以下この項にお  
いて「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和  
3 年法律第 7 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税



法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例第 67 条の 3 第 1 号エ及び附則第 16 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の夕張市税条例附則第 15 条の 2 及び第 15 条の 6 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 15 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 16 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第2号

令和4年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和4年度夕張市一般会計繰越明許費について、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月15日提出

夕張市長 厚谷 司

「別 紙」

## 令和4年度 夕張市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					収入済特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	起債	その他	
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種	円 3,512,000	円 3,512,000	円 3,512,000	円	円	円	円 0
04 衛生費	01 保健衛生費	出産・子育て応援事業	円 3,008,000	円 3,003,000	円	円 2,832,000	円	円	円 171,000
合 計			円 6,520,000	円 6,515,000	円 3,512,000	円 2,832,000	円	円	円 171,000

令和5年5月15日提出

夕張市長 厚谷 司

決議案第 1 号

閉会中の所管事務調査について

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり決議する。

令和 5 年 5 月 15 日提出

提出者	夕張市議会議員	徳	谷	康	憲
	同	荒	井	周	司
	同	工	藤	政	則
	同	君	島	孝	夫
	同	櫻	井		暁
	同	千	葉		勝
	同	高	間	澄	子
	同	大	山	修	二

「別紙」

## 所 管 事 務 調 査

### 1 調査の目的

#### (1) 行政常任委員会

本市並びに他自治体の実態等を調査し、市政の伸展に寄与することを目的とする。

#### (2) 議会運営委員会

議会運営の実態等を調査し、議会の円滑かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

### 2 調査事項

#### (1) 行政常任委員会

##### ① 行政全般に関する事項

#### (2) 議会運営委員会

##### ① 議会運営に関する事項

##### ② 議会規則、委員会条例等に関する事項

##### ③ 議長の諮問に関する事項

### 3 調査の時期及び方法

令和5年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については、各委員会においてそれぞれ決定する。

### 4 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

以上のとおり決議する。

令和5年5月15日

夕 張 市 議 会